

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

管 理 者
住 所

氏 名

医療機関の電話番号

エ ッ ク ス 線 装 置 廃 止 届

次のとおり廃止したので、医療法第 1 5 条第 3 項及び医療法施行規則第 2 9 条第 1 項の規定により届け出ます。

医 療 機 関 の 名 称		
所 在 地		
廃 止 し た 装 置	製 作 者 名	
	型 式	
	廃 止 し た 理 由	
	廃 止 年 月 日	
診療用エックス線装置 廃止後の診療室の用途		

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

管 理 者
住 所

氏 名

医療機関の電話番号

診療用高エネルギー放射線発生装置
診療用放射線照射装置
診療用放射線照射器具
放射性同位元素装備診療機器
診療用放射性同位元素
廃止届

次のとおり廃止したので、医療法第 1 5 条第 3 項及び医療法施行規則第 2 9 条第 1 項（医療法第 1 5 条第 3 項及び医療法施行規則第 2 9 条第 3 項）の規定により届け出ます。

医療機関の名称		
所在地		
廃止した装置又は放射性同位元素	種類	
	型式又は形状	
	廃止時における放射線源の数値 (ベクレル)	
	廃止した理由	
	廃止年月日	
	廃止後の処分方法	
廃止後の使用室等の用途		

(注) 線源を譲渡した場合は、線源の受領書の写しを添付のこと。
診療用放射性同位元素を廃止した場合は、廃止日から 3 0 日以内に、汚染除去の状況及び汚染物の譲渡等の状況を、この届とは別に提出すること。